

## 中分類 35—電気機械器具製造業

### 総 説

この中分類には、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電および利用を行なう機械器具を製造する事業所が分類される。

絶縁電線およびケーブルを製造する事業所は中分類32—非鉄金属製造業〔3251〕に、また、モータ直結または取付式機械を製造する事業所は中分類34—一般機械器具製造業のそれぞれに分類されるが、民生用電気機械器具を製造する事業所は本分類に含まれる。

小分類 細分類  
番 号 番 号

351 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業

3511 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業

主として一般産業用および鉄道車両、船舶用の電動機、発電機ならびに電動機、内燃機関、蒸気機関、蒸気タービンなどにより動くされる発電装置、その他の回転電気機械を製造する事業所をいう。

ただし、内燃機関用電動機、発電機を製造する事業所は細分類3516に分類される。

○発電機製造業；電動発電機製造業；回転変流機製造業；ターボゼネレータ製造業

×電動機・発電機製造業（内燃機関用のもの）〔3516〕

3512 変圧器類製造業（通信機用を除く）

主として送配電用および機器用の変圧器類を製造する事業所をいう。

無線周波および低周波変成器、チョークコイルなどの通信機用変成器を製造する事業所は小分類 357〔3579〕に分類される。

○変圧器製造業（送配電用、機器用、シグナル用）；ネオン変圧機製造業；計器用変成器製造業；リアクトル製造業；電圧調整器製造業

×通信機用変成器製造業（高周波および低周波用）〔3579〕；通信機用小形電源変圧器製造業〔3579〕；ベル用変圧器製造業〔3514〕；がん具用変圧器製造業〔3931〕

## 中分類35—電気機械器具製造業

### 3513 開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業

主として開閉装置、しゃ断器、電気制御装置および避雷装置を製造する事業所をいう。

おもな製品は、配電盤、配電ばこ、継電器、自動調整装置、開閉器、断路器、しゃ断器、制御器、避雷器、電力用ヒューズ装置などである。

主としてリアクトルおよび電圧調整器を製造する事業所は細分類3512に分類される。

○配電盤製造業；開閉器製造業（電力用のもの）；しゃ断器製造業；制御装置製造業（車両用を含む）；起動器製造業；抵抗器製造業（電力用のもの）

×リアクトル製造業〔3512〕；電圧調整器製造業〔3512〕

### 3514 配線器具・配線付属品製造業

主として配線器具（小形開閉器、点滅器、接続器、電球保持器など）および配線ばこならびに部品（パネルボード、小形配線ばこ、ヒューズなど）を製造する事業所をいう。

陶磁器製絶縁材料を製造する事業所は中分類30〔3044〕に、ガラス絶縁材料を製造する事業所は中分類30〔301〕に分類されるが、電線管接続付属品および電鈴（ベル用変圧器を含む）は本分類に含まれる。

主として電気照明器具を製造する事業所は小分類353〔3532〕に分類される。

○小形開閉器製造業；点滅器製造業；接続器製造業；電球保持器製造業；鉄道用配線器具製造業；パネルボード製造業；小形配線ばこ製造業；ヒューズ製造業；電線管接続付属品製造業；ベル用変圧器製造業；プラスチック製差込プラグ製造業

×陶磁器製絶縁材料製造業〔3044〕；ガラス製絶縁材料製造業〔301〕；電気照明器具製造業〔3532〕；プラスチック製絶縁材料製造業〔3969〕；石綿絶縁製品製造業〔3095〕

### 3515 電気溶接機製造業

主として電気溶接装置および電極保持具を製造する事業所をいう。

主としてガス溶接装置を製造する事業所は中分類34〔3442〕に分類される。

○電弧溶接機製造業；抵抗溶接機製造業；電極保持具製造業（溶接用）

×ガス溶接装置製造業〔3442〕；溶接棒製造業〔3369〕

## 中分類35—電気機械器具製造業

### 3516 内燃機関電装品製造業

主として自動車、航空機などの内燃機関電装品を製造する事業所をいう。

おもな製品は、自動車および航空機用 スターターモータおよび発電機、点火用コイル、ディストリビュータ、充電機、磁石発電機、点火せんおよび点火せん用結線装置などである。

○スターターモータ製造業（自動車および航空機用）；航空機用電装品製造業；点火せん・点火装置製造業（内燃機関用のもの）；電動機・発電機製造業（内燃機関用のもの）；電気式始動機製造業

### 3519 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）

主として蓄電器（通信用を除く）、電気窯炉類、熱装置を含む他に分類されない工業用および商業用電気装置ならびに他に分類されない車両用・船舶用電気装置を製造する事業所をいう。

○蓄電器製造業（通信用を除く）；電熱装置製造業（窯炉用）；はんだごて製造業（電気式）；電磁石製造業；車両用集電装置製造業；整流器製造業；電気炉製造業；赤外線乾燥装置製造業

×通信用蓄電器製造業〔3579〕

## 352 民生用電気機械器具製造業

### 3521 民生用電気機械器具製造業

主として民生用電気機械器具を製造する事業所をいう。

おもな製品は、電気アイロン、暖房用電熱器、扇風機、ウインドタイプエアコンディショナ、電気洗たく機、電気冷蔵庫、真空掃じ機、ミキサ、電気理容器具などである。

主として営業用電気洗たく機、ドライクリーニング機、プレス機を製造する事業所は中分類34〔3489〕に、ミシンを製造する事業所は中分類34〔3482〕に、冷凍機を製造する事業所は中分類34〔3484〕に分類される。

○電気アイロン製造業；電気ストーブ製造業；電気こたつ製造業；電気こんろ製造業；電気および電子レンジ製造業；頭髮乾燥機製造業；扇風機製造業；電気冷蔵庫製造業；真空掃じ機製造業；ミキサ製造業；電気かみそり製造業；ウインドタイプエアコンディショナ製造業；家庭用電気洗たく機製造業

×営業用洗たく機製造業〔3489〕；冷凍機製造業〔3484〕；パッケージタイプエアコンディショナ製造業〔3484〕；温風暖房機製造業（熱交換式のもの）〔3333〕

## 中分類35—電気機械器具製造業

### 353 電球・電気照明器具製造業

#### 3531 電球製造業

主として電球および類似の光源を製造する事業所をいう。

おもな製品は、白熱電球および蛍光灯、写真フラッシュ用電球およびその他の電氣的な光源などである。

主として電気照明器具を製造する事業所は細分類3532に、電球用ガラスを製造する事業所は中分類30〔3013〕に分類される。

○映写機用ランプ製造業； ネオンランプ製造業； 蛍光灯製造業； 白熱電球製造業； 自動車用電球製造業； フラッシュランプ製造業； 赤外線ランプ製造業； 殺菌灯製造業； 水銀放電灯製造業

×電気照明器具製造業〔3532〕； 電球バルブ製造業〔3013〕

#### 3532 電気照明器具製造業

主として白熱電灯器具、放電灯器具、携帯電灯、発電ランプなどおよびこれらの付属品を製造する事業所をいう。

主としてガス灯、カーバイド灯、石油灯、ガソリン灯およびこれらの付属品を製造する事業所は中分類33〔3399〕に、主として照明用ガラス器具を製造する事業所は中分類30〔3019〕に、電球および類似の光源を製造する事業所は細分類3531に分類される。

○天井灯照明器具製造業； 電気スタンド製造業； 集魚灯器具製造業； 坑内安全灯製造業（蓄電池を除く）； 投光器製造業； 乗物用照明器具製造業； 発電ランプ製造業； 携帯電灯製造業； 放電灯器具製造業； プラスチック製携帯電灯器具製造業

×石油灯製造業〔3399〕； カーバイド灯製造業〔3399〕； 殺菌灯製造業〔3531〕； 電灯かき製造業（ガラス製のもの）〔3019〕

### 354 通信機械器具・同関連機械器具製造業

#### 3541 有線通信機械器具製造業

主として電話機、交換機、電信機、搬送装置およびその他の有線通信機械器具を製造する事業所をいう。

主として通信機械器具の部分品を製造する事業所は小分類357〔3579〕に、真空管を製造する事業所は小分類357〔3571〕に、半導体素子を製造する事業所は小分類357〔3572〕に分類される。

○電話機製造業； 交換装置製造業； モールス電信装置製造業（有線）； 印刷電信機製造業； 複写電送装置製造業； 搬送装置製造業

×無線通信機製造業〔3542〕； 通信機械器具部分品製造業〔3579〕； 真空管製造業

## 中分類35—電気機械器具製造業

[3571]; 半導体素子製造業 [3572]

### 3542 無線通信機械器具製造業

主として無線通信機械器具および各種無線応用機器を製造する事業所をいう。

おもな製品は、ラジオ放送装置、テレビジョン放送装置、固定局通信装置、可搬形通信装置、車両用通信装置、船舶用通信装置、航空用通信装置、携帯用通信装置、救命艇用通信装置、ロラン装置、方向探知機、ビーコン装置、レーダ装置などである。

主としてラジオ受信機およびテレビジョン受信機を製造する事業所は細分類3543に、電気音響装置を製造する事業所は細分類3544に、通信機械器具の部分品を製造する事業所は小分類 357 [3579] に、真空管を製造する事業所は小分類 357 [3571] に、半導体素子を製造する事業所は小分類 357 [3572] にそれぞれ分類される。

○ラジオ送信装置製造業; 無線送信機製造業; 無線受信機製造業; ロラン装置製造業; レーダ製造業; 着陸誘導装置製造業; 距離方位測定装置製造業; 気象観測装置製造業; 遠隔制御装置製造業; 無線応用航法装置製造業

×ラジオ受信機製造業 [3543]; テレビジョン受信機製造業 [3543]; 録音装置製造業 [3544]; 拡声装置製造業 [3544]; 通信機械器具部分品製造業 [3579]; 真空管製造業 [3571]; 半導体素子製造業 [3572]

### 3543 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業

主としてラジオ受信機およびテレビジョン受信機を製造する事業所をいう。

主としてラジオ兼用電気蓄音機を製造する事業所は細分類3544に、通信機械器具の部分品を製造する事業所は小分類 357 [3579] に、真空管を製造する事業所は小分類 357 [3571] に、半導体素子を製造する事業所は小分類 357 [3572] にそれぞれ分類される。

○ラジオ受信機製造業; テレビジョン受信機製造業

×電気蓄音機製造業(ラジオ兼用のものを含む) [3544]; 通信機械器具部分品製造業 [3579]; 真空管製造業 [3571]; 半導体素子製造業 [3572]

### 3544 電気音響機械器具製造業

主として録音装置、再生装置、拡声装置および付属品を製造する事業

## 中分類35—電気機械器具製造業

所をいう。

おもな製品は、円盤録音装置、磁器録音装置、電気蓄音機（ラジオ兼用のものを含む）、レコードプレーヤ、拡声装置、ホノモータ、スピーカ、マイクロホン、ピックアップ、録音テープなどである。

主としてレコードを製造する事業所は中分類 39〔3924〕に分類される。

○録音装置製造業； テープレコーダ製造業； 電気蓄音機製造業； ステレオ製造業； 拡声装置製造業； スピーカ製造業； マイクロホン製造業； ホノモータ製造業； レシーバ製造業； 補聴器製造業

×通信機械器具部分品製造業〔3579〕； レコード製造業〔3924〕； レコード針製造業〔3954〕

### 3545 交通信号保安装置製造業

主として交通保安の用に供する電気信号保安装置および機械信号保安装置ならびに鉄道軌条の転てつ器、その他の分岐器を製造する事業所をいう。

○電気信号装置製造業； 鉄道信号機製造業； 自動転てつ器製造業； 分岐器製造業

### 3549 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業

主として音響信号装置、警報装置などのような他に分類されない電気通信装置を製造する事業所をいう。

○火災警報装置製造業； 盗難警報装置製造業； 発光信号装置製造業； 通報信号装置製造業

×電気信号機製造業〔3545〕； 鉄道信号機製造業〔3545〕； 自動転てつ器製造業〔3545〕； 印刷回路基板製造業〔3579〕

## 355 電子応用装置製造業

### 3551 X線装置製造業

主として医療用および産業用X線装置を製造する事業所をいう。

主としてX線管およびX線用整流管を製造する事業所は小分類 357〔3571〕に分類される。

○医療用・歯科用X線装置製造業； X線探傷機製造業

×X線管製造業〔3571〕； X線フィルム製造業〔2697〕

## 中分類35—電気機械器具製造業

### 3552 電子計算機・同付属装置製造業

主としてアナログ形、デジタル形電子計算機（プログラム内蔵方式であって、プログラム言語を使用するものに限る）および同付属装置を製造する事業所をいう。

おもな付属装置は、磁気テープ装置、磁気ドラム装置、磁気ディスク装置、紙テープ入出力装置、カード入出力装置、マイクロフィルム入出力装置、ラインプリンタ、入出力タイプライタ、磁気インク文字読取装置、光学文字読取装置、図形表示装置（プロッタ、ディスプレイなど）、遠隔情報処理装置〔電子計算機と通信回線を介して接続される端末装置（もっぱら通信機として使用するものを除く）を含む〕などである。

電子会計機（プログラム内蔵方式であってプログラム言語を使用するものに限る）を製造する事業所も本分類に含まれる。

○アナログ形電子計算機製造業； デジタル形電子計算機製造業； ハイブリッド形電子計算機製造業； 電子会計機製造業

×電子式卓上計算機製造業〔3481〕； 分類機、検孔機などのカード式関係機器製造業〔3481〕

### 3559 その他の電子応用装置製造業

主として粒子加速装置、放射性物質応用装置、弾性波応用装置、超音波応用装置、電磁応用探知装置、電気探知装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡など他に分類されない電子応用装置を製造する事業所をいう。

○水中聴音装置製造業； 魚群探知機製造業； 磁気探鉱装置製造業； 医療用高周波電子応用装置製造業； 高周波ミシン製造業； 電子顕微鏡製造業； 電子応用測定装置製造業； サイクロトロン製造業； 放射線応用計測器製造業； 電子録画装置（V. T. R.）製造業； 画像再生装置製造業（E. V. R.）； レーザー装置製造業

×電子計算機製造業〔3552〕

## 356 電気計測器製造業

### 3561 電気計測器製造業（工業計器を除く）

主として電気計測器を製造する事業所をいう。

おもな製品は、電流計、電圧計、電力計、位相計、周波数計などの計器および定数測定器（電圧、電流および電力測定器、周波数測定器、電波および空中線測定器、回路素子測定器など）、特性測定器（伝送量測

### 中分類35—電気機械器具製造業

定器，真空管特性測定器，磁性体測定器，誘電体測定器など），総合試験装置（搬送機器用試験装置，無線機器用試験装置，有線機器用試験装置など）の測定器ならびに付属品である。

○電流計製造業；電圧計製造業；積算電力計製造業；位相計製造業；周波数計製造業；検電計製造業；音量計製造業；心電計製造業；電気動力計製造業；電気測定器製造業

×計器用変成器製造業 [3512]

#### 3562 工業計器製造業

主として温度，流量，液面などの物象の状態量の計測記録または計測制御のため検出，変換，指示記録，調節，調節操作などを一体的に，連けいして行なう機器を製造する事業所をいう。

○温度自動調節装置製造業；圧力自動調節装置製造業；流体自動調節装置製造業；流体組成自動調節装置製造業；液面調節装置製造業；自動燃焼調節装置製造業

×圧力計製造業 [3715]；流量計製造業 [3715]；液面計製造業 [3715]

#### 357 電子機器用および通信機器用部分品製造業

##### 3571 電子管製造業

主として光源用以外の電子管を製造する事業所をいう。

主として水銀放電灯などの光源用の電子管を製造する事業所は小分類353 [3531] に分類される。

おもな製品は，受信用真空管，送信用真空管，放電管，ブラウン管，X線管，水銀整流管などである。

○真空管製造業（通信用のもの）；X線管製造業；水銀整流管製造業；光電管製造業；バラスト管製造業

×水銀放電灯製造業 [3531]；トランジスタ製造業 [3572]；真空管修理業 [8312]

##### 3572 半導体素子製造業

主として半導体素子を製造する事業所をいう。

おもな製品は，ダイオード，トランジスタ，サーミスタなどである。

○ダイオード製造業；トランジスタ製造業



## 中分類35—電気機械器具製造業

### 3573 集積回路製造業

主として半導体集積回路，薄膜集積回路および混成集積回路の製造ならびに組立てを行なう事業所をいう。

主として集積回路に抵抗器，コンデンサ，半導体素子などの個別部品を付加したものおよび超小形構造（1立方cmの中に，3個以上の素子実装密度を有するもの）の電子部品を製造する事業所はここに分類される。

ただし，主として複合部品（回路の標準化に適合させるため，従来の抵抗器，コンデンサなどの個別部品を一体化したもの）を製造する事業所は細分類3579に分類される。

○半導体集積回路製造業； 薄膜集積回路製造業； 混成集積回路製造業； 超小形構造製造業

×複合部品製造業〔3579〕

### 3579 その他の電子機器用および通信機器用部分品製造業

主として通信機用の抵抗器，蓄電器，変成器，その他の通信機械の部分品および付属品を製造する事業所をいう。

主として電子管を製造する事業所は細分類3571に，半導体素子を製造する事業所は細分類3572に分類される。

○炭素被膜抵抗器製造業； 蓄電器製造業（通信機用のもの）； 装架線輪製造業； 中継線輪製造業； 中間周波変成器製造業； 通信機用変成器製造業（高周波および低周波用）； 通信機用小形電源変圧器製造業； 通信機用整流器製造業； ダイアル製造業； 通信機用プラグ製造業； 通信機用開閉器製造業； 継電器製造業； アンテナ製造業； 複合部品製造業； プラスチック製抵抗器・コンデンサ製造業； 印刷回路基板製造業； 磁性材部品製造業（粉末や金によるもの）

×スピーカ製造業〔3544〕； マイクロホン製造業〔3544〕； ホノモータ製造業〔3544〕

## 359 その他の電気機械器具製造業

### 3591 蓄電池製造業

主として蓄電池を製造する事業所をいう。

○蓄電池製造業

×蓄電池充電業〔8213〕

中分類35—電気機械器具製造業

3592 一次電池（乾電池，湿電池）製造業

主として一次電池（乾電池，湿電池）を製造する事業所をいう。

○乾電池製造業；湿電池製造業

3599 他に分類されない電気機械器具製造業

主として電球用口金など他に分類されない電気機械器具を製造する事業所をいう。

○電球口金製造業；導入線製造業；接点製造業